

伊勢崎市安心安全課所管施設 個別施設計画

令和2年2月

伊勢崎市

目次

第1章 計画策定の目的.....	1
第2章 計画期間、対象施設.....	2
1 計画期間.....	2
2 対象施設.....	2
第3章 現状と課題.....	3
1 現状.....	3
2 課題.....	3
第4章 対策の優先順位の考え方.....	4
第5章 個別施設の状態等.....	5
第6章 対策内容、実施時期、費用.....	9
第7章 今後の対応方針.....	11

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では平成28年8月に「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」のうちその他行政系施設（安心安全課所管施設）について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置づけられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」との整合性をとる必要から、令和27年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ① 短期：令和2年度（策定翌年度）から令和6年度（5年間）
- ② 中期：令和7～11年度（5年間）
- ③ 長期：令和12～27年度（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有するその他行政系施設（安心安全課所管施設）の建物を対象とします。

第3章 現状と課題

1 現状

本市が所有する安心安全課所管施設は、平成30年度末において、5施設となっています。

また、建築後の経過年数をみると、昭和43年度から平成20年度にかけて整備され、大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した建物が2施設（防犯ステーション北公民館前、防犯ステーション赤堀公民館分館）あります。

配置を見ると、伊勢崎地区、赤堀地区、東地区、境地区に配置されており、市全域に概ねバランスよく配置されています。

2 課題

老朽化の進んでいる施設については、利用者数の変化に合わせた規模などの見直しによる建替えや他施設への統合を行うことにより、長寿命化を進めて更新費の縮減を図る必要があります。

また、地区別人口構成の変化に伴う利用者数の変化に合わせた施設の改修、更新に取り組む必要があります。

その他行政系施設（安心安全課所管施設）一覧

地区	施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数
伊勢崎	防犯ステーション北公民館前	48.76	昭和43年度	50年
赤堀	防犯ステーション赤堀公民館分館	10.5	昭和53年度	40年
東	防犯ステーションスマーク（※）	—	—	—
境	防犯ステーション剛志駅前	9.74	平成20年度	10年
境	境防災センター（※）	76.41	平成6年度	24年
合計	5施設	—	—	—

（※）防犯ステーションスマークは民間施設を借用しているため、境防災センターは伊勢崎市消防関係施設個別施設計画で対象としているため、本計画では対象外としています。

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、施設ごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

施設ごとの重要性については、設置の目的や用途、建物の状況、利用状況、コストの状況等により判断することとします。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物（棟）
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物（棟）
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要ではない建物（棟）

老朽化度

- A…建築後または大規模改修後、20年未満の建物
- B…建築後または大規模改修後、20年以上30年未満の建物
- C…建築後または大規模改修後、30年以上の建物

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

具体的には重要性がAの建物は老朽化度が高い建物から優先的に対策を講じます。また、重要性がBの建物は老朽化度を考慮のうえ他との統合や複合化を含めて対策を検討します。重要性がCの建物は基本的に取壊しを前提としたうえで、対策を検討していきます。

第5章 個別施設の状態等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえでその他行政系施設（安心安全課所管施設）について、施設ごとの状態を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものであり、利用状況はH30年度の実績となっております。またコストとは利用者一人あたりのコストを指します。

●防犯ステーション北公民館前

本館は、交番が付近にないため利用者も多く、防犯情報の共有を図るとともに、犯罪抑止にも効果があることから重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が50年のため老朽化度はCとなっています。

施設名	防犯ステーション北公民館前
設置目的・機能	伊勢崎市防犯ステーション条例に基づき、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため設置
運営形態	直営
構造	コンクリートブロック
建築年度	昭和43年
経過年数	50年
法定耐用年数	41年
利用状況	利用回数；294回、利用者数；1,027人
劣化・損傷	無
重要度	A
老朽化度	C

●防犯ステーション赤堀公民館分館

防犯ステーション赤堀公民館分館は、利用者が比較的少ないが、防犯情報の共有を図るとともに、犯罪抑止にも効果があることから重要性はBとなっています。また建築後の経過年数が40年のため老朽化度はCとなっています。

施設名	防犯ステーション赤堀公民館分館
設置目的・機能	伊勢崎市防犯ステーション条例に基づき、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため設置
運営形態	直営
構造	鉄骨造
建築年度	昭和53年
経過年数	40年
法定耐用年数	38年
利用状況	利用回数；111回、利用者数；235人
劣化・損傷	無
重要度	B
老朽化度	C

●防犯ステーション剛志駅前

防犯ステーション剛志駅前は、利用者も多く、防犯情報の共有を図るとともに、駅前における自転車盗難の被害防止にも効果があることから重要性はAとなっています。

また、建築後の経過年数が10年のため老朽化度はAとなっています

施設名	防犯ステーション剛志駅前
設置目的・機能	伊勢崎市防犯ステーション条例に基づき、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため設置
運営形態	直営
構造	軽量鉄骨造
建築年度	平成20年
経過年数	10年
法定耐用年数	41年
利用状況	利用回数；418回、利用者数851人
劣化・損傷	無
重要度	A
老朽化度	A

第6章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第4章や第5章での内容を踏まえたうえで、今後の建物の対策内容や実施時期、及び対策費用について棟ごとに示します。また、対策内容については以下のとおりとします。

	更新の考え方
建替え	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建替えの必要がある場合に採用します。

●防犯ステーション北公民館前

本館は利用者が多く、老朽化も比較的進んでいないことから、当分の間建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、現状の機能を維持し続けます。令和7年度に規模を縮小した延床面積で建替えを実施します。

施設名称	建築 年度	延床 面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					R2～R6	R7～R11	R12～R27		
防犯ステーション 北公民館前	昭和43年	48.76	A	C		建替え		16.5	6,600

本館の建替えの際は、バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、民間活力の活用を検討します。

●防犯ステーション赤堀公民館分館

本館の利用者は比較的少ないが、地域の防犯活動の活動拠点として利用されており、また公民館分館の長寿命化が計画されていることから、当分の間現状の機能を維持し続けます。

施設名称	建築 年度	延床 面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					R2～R6	R7～R11	R12～R27		
防犯ステーション 赤堀公民館分館	昭和 53年	10.5	B	C				10.5	0

●防犯ステーション剛志駅前

本館は利用者が多いことや比較的新しいことを踏まえ、計画期間内では、現状の機能を維持し続けます。

施設名称	建築 年度	延床 面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					R2～R6	R7～R11	R12～R27		
防犯ステーション 剛志駅前	平成20年	9.74	A	A				9.74	0

※点検・診断及び修繕は適宜実施します。

※費用については、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」に示されている総務省の公共施設等更新費試算の単価（建替え 40万円/m²）により試算しています。

第7章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和27年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」の用途別及び地区別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- ・今後の需要見込みを踏まえ、重要性が低い建物については、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の陳腐化を回避します。
- ・建替え、大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入についても検討するとともに、民間活力の活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

本計画に基づく個々の施設の更新等にあたっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

伊勢崎市安心安全課所管施設個別施設計画

令和2年2月策定

本計画策定課

総務部安心安全課

電話：0270-27-2706（ダイヤルイン）